

議事日程(第4号)

平成23年3月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第10号 町道路線の廃止について
日程第2 議案第11号 町道路線の認定について
日程第3 議案第12号 高鍋町税条例等の一部改正について
日程第4 議案第13号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第15号 平成23年度高鍋町一般会計予算
日程第6 議案第9号 第四次国土利用計画(高鍋町計画)について
日程第7 議案第14号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
日程第8 議案第16号 平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
日程第9 議案第17号 平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
日程第10 議案第18号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計予算
日程第11 議案第19号 平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
日程第12 議案第20号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計予算
日程第13 議案第21号 平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算
日程第14 議案第22号 平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
日程第15 議案第23号 平成23年度高鍋町水道事業会計予算
日程第16 発議第1号 新燃岳の噴火災害対策に関する意見書
日程第17 発議第2号 高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書
日程第18 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
日程第19 閉会中における議会運営委員会活動について
日程第20 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第10号 町道路線の廃止について
日程第2 議案第11号 町道路線の認定について
日程第3 議案第12号 高鍋町税条例等の一部改正について
日程第4 議案第13号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第15号 平成23年度高鍋町一般会計予算
日程第6 議案第9号 第四次国土利用計画(高鍋町計画)について
日程第7 議案第14号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について

- 日程第8 議案第16号 平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
 日程第9 議案第17号 平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第10 議案第18号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計予算
 日程第11 議案第19号 平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
 日程第12 議案第20号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計予算
 日程第13 議案第21号 平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算
 日程第14 議案第22号 平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
 日程第15 議案第23号 平成23年度高鍋町水道事業会計予算
 日程第16 発議第1号 新燃岳の噴火災害対策に関する意見書
 日程第17 発議第2号 高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書
 日程第18 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
 日程第19 閉会中における議会運営委員会活動について
 日程第20 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（16名）

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	5番 緒方 直樹君
6番 池田 堯君	7番 中村 末子君
8番 黒木 正建君	10番 後藤 隆夫君
11番 青木 善明君	12番 松岡 信博君
13番 永友 良和君	14番 柏木 忠典君
15番 八代 輝幸君	16番 津曲 牧子君
17番 時任 伸一君	18番 山本 隆俊君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君	事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 小澤 浩一君	副町長 …………… 川野 文明君
教育長 …………… 萱嶋 稔君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君

総務課長	……………	間 省二君	政策推進課長	……………	森 弘道君
建設管理課長	……………	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	…	松木 成己君
産業振興課長	……………	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	…	原田 博樹君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	井上 敏郎君
税務課長	……………	田中 義基君	上下水道課長	……………	森 俊彦君
教育総務課長	……………	黒水日出夫君	社会教育課長	……………	三嶋 俊宏君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） 只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、黒木正建議員。

○議会運営委員会委員長（黒木 正建君） 8番。おはようございます。報告申し上げます。

15日一般質問終了後、正副議長室におきまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

今期定例会に付議されました案件は21件で、うち補正予算6件につきましては、既に本会議におきまして審議されたところであります。残りの議案につきましては、特別委員会並びに各常任委員会にその審査を付託され、審査を終了したところでございます。

新たに議員提出議案2件が追加提案されております。その内容について、慎重に審議を行いました結果、本日の日程に追加し審議を行うことで出席委員全員意見の一致を見たところであります。議員各位の御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり2件を追加提案し、お手元にお配りをしましたとおり議事を進めます。

日程第1. 議案第10号

日程第2. 議案第11号

日程第3. 議案第12号

日程第4. 議案第13号

日程第5. 議案第15号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第10号町道路線の廃止についてから、日程第5、議案第15号平成23年度高鍋町一般会計予算まで、以上5件を一括議題といたします。

本5件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○総務環境常任委員会委員長（中村 末子君） 7番、中村末子。おはようございます。

3月定例議会に、総務環境常任委員会に付議されました議案第12号高鍋町税条例等の一部改正について、第13号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、

第15号中平成23年度高鍋町一般会計中関係部分について審査を行った経過と結果の報告をいたします。

審査日時は3月9日から14日までの4日間、審査場所は第1委員会室、警察署長交代による表敬訪問及び防災関係について現地調査を行いました。所管、担当部署の職員及び資料ごとに審査を行ったところです。

それでは、議案第12号高鍋町税条例等の一部改正についてです。

税条例等の一部改正について、滞納者への督促、延滞手数料について削除を行い、4月1日より新たに発生する分からの督促、延滞手数料は発生しないことにすると説明がありました。

委員から、なぜこのような改正を行うのかとの問いに、例えば町民が納付書で納付する場合、期限を過ぎていれば銀行などで便宜的に督促料などを書き加えて納付することが行われておりましたが、銀行協会から、書き加えることについては法的に問題が生じる恐れがあるので改善してほしいとの要望が提出されたこと、コンビニ収納などでは手数料などについては加算されないため、改めて督促、延滞のみの納付書を送付することとなり、その人件費及び通信費などを合計すると100円の督促についてそれ以上の費用負担が必要となり、効果的に考えこのような提案とした。あわせて、後期高齢者などに関しても同じ方針としたとの答弁がありました。

以上、説明、質疑が終了し、討論を求めましたが討論がなく、委員会では賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号について、給与から引き落とししたいものについては明確にすることが必要であるとの指摘を受け、今回提案するものですとの説明に、委員から、町長が承認したものにかかる額とあるが、具体的にどのような事項が存在するのかとの問いに、課長会、クラブ会費、物資購入金などがあるとの答弁でした。

以上、説明、質疑が終了し、討論を求めましたが討論がなく、委員会では賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号中関係部分ですが、議案審査順に報告をいたします。

まず、会計課関係では、県支出金、県収入証紙売りさばき手数料については、昨年で500万円を超える予定であるので15万5,000円とした。会計課では、金利動向などを見ながら少しでも資金に余裕があると判断したときには、有利な資金管理を行っているとの説明がありました。

委員より、会計課の仕事の内容はとの問いに、歳入納付書の読み込み処理、支出調書のチェック、通帳、株券、備品管理及び現金取り扱い部署の金庫預かりなどが主な仕事です、との答弁がありました。

一時借入についての判断はとの問いに、年間統計をとっているので資金管理を行い、できるだけ一時借入についての判断はとの問いに、年間統計をとっているので資金管理を行い、できるだけ一時借入を行わないようにしているとの答弁がありました。

次に、予定を変更して議会について。ことしは、議員改選により新人議員の米沢訪問及び朝倉市議会との交流で訪問する予定。串間市議会の訪問を受けるための予算及び議員共済の廃止に伴い、向こう4年間については共済組合負担金が通常600万円予算が3,568万円にはね上がることになるとの説明がありました。

議員から、共済組合負担金について、この問題は議員協議会でも説明があり、理解はできるが住民説明ができないと考えるがとの質疑に対して、国の方針で決められ説明しようがないとの答弁でした。

また議員から、新人議員が米沢を訪問するときは、できれば雪灯籠まつり時に行けば外国とも姉妹都市を結んでいるその方々とも交流できるメリットがあるのではないかと提案が出されました。

次に、公平委員会部分ですが、委員の報酬など例年どおりの予算ですが、今まで使用したことはないとの説明でした。委員より、どのような内容が公平委員会に付されるのかとの問いに、職員が処分されたときなどに不服がある場合、申し立てを行うことができるようになっている。

例えば、阿久根市でビラを貼った職員に対して処分があり、公平委員会に申し立てがありましたとの答弁がありました。できれば、人事院が持っている県などに集中するほうが望ましいかもしれないとの意見もありました。

次に、監査委員費について説明がありました。識見代表は90日、議会代表は65日で計算していること、全国研修などを行う予算も入っていますとの説明がありました。

次に、政策推進課関係です。歳入に関しては、昨年の決算見込みより10%減で組んでいるとのことでした。また、交付税については財政力の乏しいところへの配分が大きくなる方向性があり、算定は非常に難しく、平成22年度確定の94%で組んだとの説明がありました。

また、市町村権限委譲分は17事業があり、単価はまちまちであるとの説明でした。これについては資料提出を求めたところです。

基金繰入では、公共施設等整備基金を繰り入れ、6部署での整備を行う予定をしているとのことでした。

委員より、なぜ中央公民館改修について金額が大きいのかとの問いに、今までだましまし使っていたがこれ以上使ったら修繕費が大きくなり、経費的に考えて大規模な改修を行ったほうが懸命であるとの判断をしたとの答弁でした。

町債分では、社会資本整備総合交付金事業は25%については無利子貸付が行われるため判断、急傾斜地崩壊対策については山下に加え新規に脇地区も新たに加えたとのことでした。

災害については、もしを想定して単独で予算化し、臨時対策債については交付税の不足分を考えているが、交付税によって左右されるために2割減としたとの説明が行われました。

委員から、臨時対策債との絡みで交付税はどうなるのか、方向性は見えないのかとの問いに、先ほども説明しましたが財政力の乏しいところに多く配分される予定とのことですので、何とも言えないとのことでした。

歳出に関しては、ことしは町勢要覧編さんがあるが、従前と違い観光案内も入れた企画を考え、部数も2,000部を予定しているとの説明でした。

委員より、町勢要覧の利用はあるのかとの問いに、現在訪問者に対しては人数の有無にかかわらず1団体1冊になっているとの答弁でした。委員から、新しい町勢要覧に期待しているとの発言が相次ぎました。

ふるさと納税者には、現在めいりんの湯の石けんをお送りしているとのことでした。

委託料について、連結決算に伴う会計ソフト及び説明に関して、公認会計士事務所へ委託することを予定している。他の市町村は、高鍋の予算のけた違いで上がっているようだが、公認会計士に相談したところ、ソフト、説明資料などを含んでもこのくらいの金額で大丈夫との見込みで予算化したとの説明でした。

2年前から構想を練っていたが、委員が集まらず苦慮していたたかなべ未来づくり事業については、とりあえず出発していこうという考えがまとまり、一団体50万円を上限として、町民の方から構想を募集する町民提案型事業を始めたいとの説明がありました。

委員より、手なれている人は募集要項を見ればすぐに予算化して補助金獲得できるだろうが、提案をするにはもう少し一団体への補助額を少なくしたらどうかとか、どのような事業にするのか、同じ人が所属する場合にはどうするのかなどの意見が出されました。

今回初めて施行するものであり、多くの提案が出てくれば、すべては無理にしても案分比例とか同じ人が所属しているなどについては精査していきたいとの答弁がなされました。

電算化推進費については、公民館別館と図書館との直通電話設置や磁気テープを処分する必要がある、個人情報もあるので、データ消去について今年度分だけ予算を組んだとの説明でした。

情報管理については、情報公開に関する委員などの費用が主なものであるとの説明でした。

次に、公債費に関して、平成20年度がピークだったので大型借入がなければ公債費比率は下がる予定だが、連結決算による会計処理などを考えると、公債費比率については上がる可能性があるとの説明がありました。

委員から、公債費に関して住民は新聞を読んで夕張みたいになったらとの心配があるがとの問いに、できれば将来負担比率で判断してほしいのですが、マスコミは公債費比率のみで報道されるので何とも言えないとの答弁がありました。

次に、総務課関係です。総務関係の歳入は、交通安全対策費や地球環境保全対策費などが上げられます。歳出では、特別報酬などを初め、人件費関係で前年度予算と比較して4,017万円の増額、グリーンニューディール事業として二酸化炭素排出量削減に関する太陽光発電設置事業が大きいとの説明がありました。

委員より、庁舎内使用電量は賄えるのかとの質疑に対して、昨年度から必要がない部屋にも冷暖房の電気代が必要だったが、改善を行い必要な部分だけの電力量となるため、この計画ではほぼ大丈夫と考えているとの答弁がありました。

また、土曜日曜については、発電するが売電はしないのかとの質疑に、売電については考えていなかったが、検討する余地があるのかどうか話し合いたいとの答弁でした。

町制110周年記念事業について、音楽隊を考えているとの説明に、委員より、自衛隊の音楽隊のようだが日程的に確保できているのかとの質疑に、日程は確保しているとの答弁がありました。

また、選挙管理委員会費については、県議会選挙、農業委員会選挙、小丸川土地改良選挙が予定されているとの説明がありました。

次に、消防費について、消防団員260名の報酬及び火災出動などの旅費、東児湯消防組合負担金2億3,702万円が大きいとの説明が行われました。

災害対策では、ハザードマップ作成などを行い、高鍋町民の安全安心を確保するための予算であるとの説明を受けました。

次に、上下水道課関係です。合併浄化槽設置に関して、ことしも例年どおり60基を予定している。補助は、国県それぞれ3分の1あり、個人負担は5人槽で30万円程度との説明がありました。

委員より、新築改築ではどのぐらいの比率かとの問いに、おおよそ6対4で新築が多いとの答弁でした。

次に、町民生活課関係です。住民基本台帳では、新規事業としてネットワークシステムの本改修が予定されている。これは、外国人登録に関して法の改正が行われ、それに伴うものがほとんどであるとの説明がありました。

次に、生活関連のごみ、墓地、し尿、畜犬登録など、環境に関する説明がありました。塵芥処理費に関しては、委託料予算がほとんどです。

委員から、不法投棄はあるのかとの質疑に、随分ある。対策に苦慮しているとの答弁がありました。

墓地に関しては、ことしは予算をとって調査員を雇い、墓地台帳を作成する予定であることが説明されました。

また、口蹄疫の埋立処分地に関して、水質検査を行う予定であるとの説明が行われました。

最後に、税務課関係です。歳入で、町民税、法人税に関しての説明が行われました。法人税に関しては、落ち込みがとまったのではないかとの予測をしているとのことでした。また、固定資産税は平成22年度の調整額で算定、町たばこ税に関しては10.2%減額としているとの説明がありました。

歳出として、特徴的なのは家屋調査士を緊急雇用で雇い入れ調査を行いたい。その備品として、計測器、デジタルカメラを予定している。ASP、アプリケーションサービスプ

ロバイダを使って申告書と年金のデータのやり取りを行っているとの説明がありました。

以上、説明、質疑が終了し、討論を求めましたが討論がなく、委員会では全員賛成で可決すべきものと決しました。

○議長（山本 隆俊） 以上で総務環境常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。まず、議案第12号高鍋町税条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号中平成23年度高鍋町一般会計予算中関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で総務環境常任委員長に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） 13番。おはようございます。それでは、只今より産業建設常任委員会より報告をいたします。

平成23年第1回定例議会におきまして、産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、議案第10号町道路線の廃止について、議案第11号町道路線の認定について、議案第15号平成23年度高鍋町一般会計予算中関係部分の3件であります。その審査の経過及び結果について御報告いたします。

当委員会は、は3月9日から3月14日までの4日間、第3委員会室に産業建設常任委員全員が出席し、執行当局に担当課長、局長及び関係職員の出席を求め、議案の説明を受け慎重に審査を行いました。

初めに、建設管理課より議案第10号町道路線の廃止について、議案第11号町道路線の認定についての説明を受けました。

議案第10号町道路線の廃止については、権現前・茂広毛線の起点が変更になったためであり、他の路線については小丸・川田線の形状が変わったことによるものであるとの説明がありました。

委員全員で現地調査を実施し、質疑、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号町道路線の認定については、権現前・茂広毛線の起点が変更になったためであり、他の路線については小丸・川田線の新設により道路の形状が変わったた

め、既設道路を分離するなどして認定するものであるとの説明がありました。

議案第11号につきましても、委員全員で現地調査を実施し、質疑、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号平成23年度高鍋町一般会計予算中関係部分について、農業委員会より説明を受けました。

歳入についての主なものは、農業委員会等交付金、農地制度実施円滑化事業補助金、農業者年金業務委託金等であります。

歳出につきましては、農業委員の報酬、さまざまな事業に伴うパートの賃金、農地相談業務の委託料などあります。

また、負担金補助及び交付金の主なものは、宮崎県農業会議負担金などであるとの説明を受けました。

委員より、予算についての質疑はありませんでしたが、今回7月に農業委員の改選が予定されているが、女性委員の登用はどうなるのかの質疑に対し、宮崎県農業会議からも女性委員の登用のお願いが来ているとの回答がありました。

次に、上下水道課より説明を受けました。

歳出の主なものは、都市下水道浚渫工事に伴う工事請負費であるとの説明がありました。

委員より、予算が80万円ほどふえているのはなぜかの質疑に対し、地元の要望にできるだけこたえたいという回答がありました。

続いて、建設管理課より説明を受けました。

歳入の主なものは、社会資本整備総合交付金事業に伴うもので、2つの道路の改良工事と橋りょう超寿命化計画策定、また公営住宅等長寿命化計画策定などが上げられました。

歳出についての主なものは、社会資本整備総合交付金事業費（補助率55%）、また平成22年1月1日に景観団体となり景観審議会等を立ち上げた都市計画総務費、また町内に点在する街区公園の施設の整備や樹木等の安全対策に伴う公園管理費等が上げられました。

委員より、町道や公園などの危険な樹木や雑草などの管理体制はどうなっているのかとの質疑に対し、これからは緊急雇用も含め見回り点検を実施し、安全対策に努めていくとの回答がありました。

また、公営住宅等長寿命化計画の方向性はどうなっているのかの質疑に対し、すべての公営住宅の調査やアンケート調査などを行い、住宅マスタープランの見直しをしていきたいとの回答がありました。

最後に、産業振興課より説明を受けました。

歳入についての主なものは、分担金として一ツ瀬土地改良より農家分担金が計上されており、県補助金としては茶業経営構造改革総合対策事業補助金や口蹄疫の復興対策にかかる利子補給補助金、また商工費県補助金では、まちなか商業再生支援事業費補助金として600万円、口蹄疫対策基金からの繰入金2,500万円などが計上されているとの説明

がありました。

歳出の主なものにつきましては、農業振興費として茶業経営構造改革総合対策事業補助金に885万円、生産調整対策事業費として2,000万円、畜産業費については、新たにヘルシー牛肉生産経営確立事業補助金や鳥インフルエンザ経営支援補助金などが計上されており、また農地費としては、一ツ瀬川地区の施設管理業務の委託料として約900万円、負担金補助及び交付金として農地・水・環境保全事業や尾鈴土地改良事業促進協議会負担金などがありますとの説明がありました。

地域振興費としては、四季彩のむら整備事業補助金や環境保全型農業推進補助金等であります。

農村施設費としては、農産物加工施設設計業務委託料及び宣伝広告業務委託料などあります。

農政企画費につきましては、新たに口蹄疫緊急対策資金利子補給金が設けられました。

林業費としては、松くい虫防除に関する委託料などが主なものであります。

水産業振興費としては、小丸川魚類放流やアサリ、アワビなど稚貝放流委託などあります。

商工業振興費については、城下町高鍋まちなか活性化事業補助金1,200万円と、新たに口蹄疫復興プレミアム商品券発行特別支援事業補助金1,250万円などあります。

最後に、観光費としては、新しく観光振興による地域活性化促進事業委託が計上されているとの説明がありました。

説明を受け委員より、農産物加工施設委託の内容についての質疑に対し、精米機を設置したりそば粉や米粉を加工したり、お菓子などの工房を設置する場として施設を設置するものであるとの回答がありました。

また、まちなか活性化事業で今まで2年間の効果はどう評価されているのかの質疑に対し、現在若い力で意識も変わり形づくりができ始めているので、観光ボランティアガイドの育成なども含め商店街の売上や集客などを伸ばしていく努力を継続していきたいとの回答がありました。

全審査を終了し、まとめに入りました。討論を行い、採決の結果、議案第15号平成23年度高鍋町一般会計予算中関係部分について、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で産業建設常任委員長報告を終わります。

只今から1議案ごとに質疑を行います。まず、議案第10号町道路線の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、第15号平成23年度高鍋町一般会計予算中関係部分について質疑を行います。
質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。2点について質疑を行わせていただきたいと思います。

商店街では、にぎわいの事業からプレミアム商品券までおよそ2,700万円という投資がされるわけですね。私は、口蹄疫のプレミアム商品券というのが今回で2回目になると思うんですけども、昨年度に引き続いてということになると思うんですけども、私は非常に農家の方からこういうことを聞いてるわけですよ。

例えば、何で商店街ばかりにこういった口蹄疫の問題で支援がされるのかというところが一つ疑問点としてあるということをお聞きしてるわけですね。そういったことが出されなかったのかどうかということがまず一つと、町中活性化事業について、確かに報告の中では2年間についてどういった効果があったのかということについては質疑があったようなんですけども、やっぱりこれについてはもっと議論をされるべきじゃなかったのかなというふうに思うんですね。

というのは、やはり、この前も参加をさせていただきましたけれども、いろんな方々が、東大の堀先生がおっしゃったように、自己満足ではだめなんだというところでどうやってきたのかと。2年間であっても、これがどう、この予算がどう使われてきてるのかということがある程度やっぱり結果として見えてこないとなかなか、3年目でもうこととして最後でするので、この後をじゃあどうしていくんだらうかということになったときに非常に気になるんですね。だから、そのところをどういうふうな審査が、突っ込まれた審査がなされたのかということが一つと。

それともう一つは、総括質疑でも行いましたけれども、公営住宅の長寿命化計画ですね、これについてはどのような計画が示されてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） では、1点目のお答えします。答える範囲内ですが、プレミアム商品券につきましては、反対の討論はありませんでしたが、1回目に出されたときも回ってこなかった人たちがたくさんいて、そういう苦情もいっぱいあったということがあり、一応執行部のほうからのは今回はプレミアム商品券につきましては1人当たり10万円で、1世帯当たり20万円という限度を設けるということで、ほかの質疑についてはありませんでした。

それともう一つ、まちなか活性化事業につきましても、いろいろ討論があって、反対意見もたくさん出ました。今の報告の中にも申しあげましたように、過去2年間の費用対効果はどうなっているのか、あるいはまちなかの商店街の売上が伸びているのか、そういう結果は数字で出せないのかというような質問もいっぱい上がってまいりました。やっぱり、農家からも、いろんな周りの人たちからもそういう声は上がっているという声も出てきま

した。

一応、そういうことの質疑がありましたが、町執行部としては今のところ計画中で3年目ということで、若い人たちの一生懸命取り組んでいる姿を見てこれから先結果を出していくんではないかということで、明確な回答は得られませんでした。

この2点については以上です。

それと、公営住宅の長寿命化の件であります。この公営住宅の長寿命化につきまして、これも質疑が出ました。一応、今回予算の中にもありますが、住宅管理費の中の委託料の中で500万円計上されていますが、この中から長くて1年、かからなければ半年ぐらいになるかもしれませんが、すべての公営住宅の調査、これはアンケートも含めて一緒に調査を行って、もう1回マスタープランをしっかりと見直していきたいという回答がありました。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長に対する質疑は終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） 5番。それでは、文教福祉常任委員会の報告をいたします。

平成23年第1回高鍋町議会定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は議案第15号平成23年度高鍋町一般会計予算中関係部分の1件であります。

その審査の経過と結果について御報告いたします。

日時は3月9日から14日までの4日間、第4委員会室にて文教福祉委員全員が出席し、執行当局に担当課、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

また、調査においては、14日に屋内多目的広場に行っております。

初めに、町民生活課です。国民年金事務費、備品購入費のプリンターについて。年金ネット対応のカラープリンターとして計上していると説明を受けております。

年金ネットとは、インターネットを通じて本人が年金記録を確認できるサービスであります。自宅で、インターネットができない人、またはインターネットを扱えない人たちのために、役場が町がかかわって年金記録を打ち出し、本人に提示するためにカラープリンターが必要となったとの説明を受けております。

委員より、年金ネットの対応はいつごろから開始するのかとの問いに、23年10月からとの答弁を受け、なぜ10月からなのかとの問いに、プリンターの準備が新年度対応になること。2、住民異動の繁忙期を避けること。3、年金ネットはまだ十分に構築できていないため適正な対応をとれない可能性があること。4、年金事務所貸出のパソコンにより、現在でも住民のニーズには対応できていることから10月に開始する判断に至ったとの

答弁を受けております。

次に、社会、済いません。教育総務課であります。教育費教育総務費について、教育振興費からいきます。

教育研究所研究指導員とは、教育の充実を図るための研究を指導し、教職員の研修を行い、また学校嘱託員は不登校傾向にある児童生徒や、特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援する嘱託員であります。これは、緊急雇用創出事業臨時特例金市町村補助金で行うと説明を受けております。

次に、幼稚園就園奨励費補助金であります。幼稚園に就園する幼児の保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図るためであり、昨年と比べ200万円の増額をしております。

他町と比べ、この補助金が低いとの説明を受け、委員より、他町と比べどれくらい低かったのかとの問いに、市町村によってまちまちであるので一概に言えないが、22年度の国の基準で言えば55%ぐらいしか支出できなかったとあり、また22年度をベースにして23年度の国の基準に合わせると、他町と同等レベルになるのに1,800万円程度かかるのではとの答弁でありました。

次に、教育費小学校費について、学校管理費です。学校生活支援員とは、特別支援学級に在籍している児童が体育、音楽などの教科を交流学級で受ける際の支援を行うための配置であります。この支援員は、西小学校1名、東小学校2名配置、そのうち東小学校の1名は緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金であると説明を受けております。

また、備品購入費庁用器具では、老朽化した机、いすを購入するための計上であります。東西小学校を合わせ1,537万円計上。内訳として、一般財源が313万円、再編交付金1,224万円であるとの説明を受け、委員より、机、いす以外に購入予定はないのかとの問いに、東西の小学校の机といすだけでこの金額となったとの答弁でありました。ちなみに、東小学校690組、西小学校510組を購入予定であります。

次に、教育振興費です。扶助費の要、準要保護児童医療費及び要、準要保護児童援助費は、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者で、準要保護世帯と認定された保護者に対し、学用品、通学用品、校外活動、新入学児童学用品等などにかかわる経費を補助し、経済的負担を軽減し、義務教育の機会を保障するためとの説明を受けました。

委員より、現在何名が対象となっているのかとの問いに、81名の申請があり68名が認定されているとの答弁でありました。

次に、教育費保健体育費です。学校給食費、備品購入費の主なものは、庁用器具では配膳台22台、調理室備品は牛乳保冷庫1台、その他食缶等の備品を購入するものと説明を受けております。配膳台22台はすべて東小学校、牛乳保冷庫は西中学校に購入する予定であります。

次に、社会教育課です。教育費社会教育費について、社会教育総務費です。前年度対比1,550万円増の1億784万5,000円の計上であります。主な増額理由は、支弁す

る職員数が7名から9名による人件費の増額によるものであります。ただ、実際の職員数はふえていませんが、22年度当初予算では保健体育総務費で支弁していたのを、今回社会教育総務費の予算で計上したためと説明を受けております。

次に、負担金補助及び交付金の地区公民館大規模改修補助金500万円、再編交付金を活用して第1種騒音区域である市の山地区公民館の入り口にスロープを設置及び台所、土間の段差を解消し、バリアフリー化するために計上しているとの説明を受けております。

次に、公民館費です。工事請負費3,997万1,000円は、中央公民館の舞台機構設備取りかえ工事として3,700万円及び中央公民館2階会議室等の空調設備工事297万1,000円であります。

中央公民館は昭和58年に建築され、ことしで27年経過しております。その間、どんちょうや照明などの舞台設備が古くなったことで、ロープの強度低下、滑車等が磨耗していることから、事故の未然防止を図るためにも計上しているとの説明を受けております。

委員より、工事中は中央公民館は使用できないのかとの問いに、工事中はホールのみ使用できないだけであって、その他の部屋は使用できるとの答弁でありました。工事期間は1箇月ほどであります。

次に、文化財保護費です。古墳、標柱、看板整備費では、県の補助を受け持田古墳群等の草刈り及び標柱の整備を行い、一般文化財保護費では、文化財の保存保護や伝統文化の継承、アカウミガメの保護、文化団体等への補助金などの予算を計上しているとの説明を受けております。

委員より、青少年芸術劇場派遣手数料は具体的に何をするのかとの問いに、小中学校の4校のうち1校の体育館を借りて劇団の演劇もしくは楽団の音楽公演を行い、全校生徒が対象である。22年度は西小学校で10月に音楽鑑賞を実施、また23年度についてはいつ行うかは連絡待ちであるとの説明を受けております。

委員より、持田古墳群整備事業費の発掘作業員とは何を行うのかとの問いに、今の古墳の塚の形を記録する作業を行います。発掘は行わないとのことでありました。今の形を記録する作業を継続するとの答弁でありました。

次に、生涯学習推進費です。学校支援地域本部事業費では、学校を地域住民で支援するためボランティアを募り、学校が要望する学習の支援、環境美化、登下校の安全指導、学校教育の支援等を行うとの説明を受けております。この事業費は国県の補助事業で実施するとのことでありました。

委員より、学校支援地域本部事業の活動内容はとの問いに、学校行事にボランティアとして派遣する事業であり、現在地域住民の方に108名登録してもらっております。

支援内容は、学習支援として英語の授業の補助、放課後の補習授業にそれぞれ1名ずつ、数学、理科等に1名の方が学習支援をしております。また、そのほかに本の読み聞かせ、登下校の見守り、そしてふるさと学習としてお年よりの方を招いて昔の遊びを一緒に体験するとの答弁でありました。

委員より、ボランティアは何人必要と想定していたのかの問いに、当初の事業計画では200名だったが、学校のニーズに応じて行う事業なので応募してもニーズがなければ活動の機会がない場合もある。学校のニーズが多くなれば当然必要となるので一概に何名とは言えないとの答弁でありました。

次に、美術館費です。多目的ホールステージの拡張工事は、ホールステージをより活用するために仮設舞台をつくって、必要なときに取りつけるようにするとの説明を受けました。委員より、多目的ホール拡張工事の金額はとの問いに70万円であるとの答弁を受け、具体的な工事内容はとの問いに、既存のステージに加え、升みたいなものを取りつけ設置する。2名で持ち運び可能なものであり、ボルトで一つ一つ連結していくとの答弁でありました。

次に、保健体育総務費です。22年度対比974万円減額の1,865万9,000円の計上であります。減額理由としては、支弁職員数の1名の減、労務雇の賃金などの施設管理に要する経費を体育施設費に費目がえを行ったことによるものであります。委員より、姉妹都市スポーツ少年団交流事業補助金の内容はとの問いに、ことしは朝倉市に少年団40人程度を行かせる予定であり、交流期間は8月6日から7日の1泊2日を予定しているとの答弁でありました。

次に、体育施設費です。体育館費については委託料の耐震診断委託費用があります。これは町体育館の診断委託、耐震診断を行い、その後はその結果を受けて検討していくとの答弁でありました。委員より、委託料の内訳はとの問いに、浄化槽維持管理委託が6万9,000円、耐震が281万6,000円であり、その耐震診断は5月もしくは6月ごろを予定しているとの答弁でありました。施設管理費については、22年度までは保健体育総務費に計上していたが、施設管理に関する経費を明確にするため新たに設けた費目があります。緊急雇用創出事業を活用して、施設周辺の清掃作業員賃金、学校体育施設開放委託料、公共スポーツ予約のシステム使用料等を計上しているとの説明を受けております。委員より、公共スポーツ予約システムとあるが、予約はできるのかとの問いに、ホームページ上から空き状況を知ることができるシステムであります。そのシステムで本来予約はできますがあえてストップしております。あくまで空き状況を見るだけとの答弁でありました。

最後に、健康福祉課であります。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費です。前年度対比1,041万6,000円の増額、主な増加の要因は、相談事業委託であります。これは緊急雇用創出事業を活用して常勤1名を配置し、社会福祉協議会で行うとの説明を受けております。また、国保特別の繰出金のうち国の負担金が1,092万円、県の負担金が7,799万3,000円を加えた形で、2億1,766万円を一般会計に繰り出すとの説明を受けております。委員より、相談事業委託との予算はとの問いに、相談事業委託は228万2,000円であり、人選については相談を受ける方ということで、精通した人を選考する考えであるとの答弁でありました。また、高鍋町社会福祉協議会福祉活動専門

員はどんなことを行うのかとの問いに、地域の福祉関係を専門にする方で、地域に出て福祉講座、啓発活動を行うとの答弁でありました。社会福祉協議会の職員1名が行うとのことです。

次に、老人福祉費であります。前年度対比1,928万6,000円の増額であります。主な増加の要因は、日常生活圏域ニーズ調査、これは平成22年度に1,000人抽出し行った調査を、今回は全高齢者、残り4,500人程度になりますが――を対象に実施し、第5期介護保険事業計画の基礎データとするとの説明を受けております。これは緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金を活用した事業であります。委員より、委託料の徘徊高齢者家族支援サービス事業とは、どのようなことを行うのかとの問い、徘徊症状にある高齢者にGPSを持たせ、所在不明となったときに介護者に現在位置を24時間対応で検索し知らせる事業であるとのことであります。ただ、問題としては、認知症の方が常に持ち歩くとはい限らないので、どこまでフォローできるかがこれからであるとの答弁を受けております。また、委員より、初期費用はとの問いに、端末機はリースなので加入金と充電器の代金分約7,000円から8,000円くらいを町が負担するとのことであります。残る月々の利用代金、月単位500円ではありますが、これは個人負担することになるとの答弁でありました。

次に、老人措置費です。前年度対比700万円の増額であります。主な増加の要因は、2名ほど増加を見込んだ金額であると説明を受けております。現在の待機者は22名です。

次に、障害福祉費です。前年度対比4,113万2,000円の増額であります。主な増加の要因は施設入所者、就労継続支援B型の利用者が増加していることと、制度改正により自立支援の自己負担上限額の引き下げで利用者のほとんどが自己負担0円となり、その分を公費負担で賄うためとの説明を受けております。委員より、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業は新規なのかの問いに、22年度では介護給付で計上していたが、別枠にすることで明確にしたとの答弁でありました。また、委員より、自立支援医療給付事業はどれぐらいの方が対象になったのかとの問いに、入院58件、うち心臓が53件、腎臓が5件、その他入院外が59件、うち透析が57件、免疫抑制が2件、合わせて117件であるとの答弁でありました。

次に、デイサービスセンター費です。高鍋町が設置し社協が運営するデイサービスセンター、多目的室の床補修工事であります。

次に、介護保険事業費です。前年度対比655万7,000円の減額であります。主な要因は、人員減により給与、職員給与費相当分繰出金減額によるものであると説明を受けております。また、介護保険事業費の繰出金2億1,518万6,000円は高鍋町の負担割合に応じて一般会計から繰り出すものであります。

次に、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費です。昨年度対比292万9,000円の増で、主な要因は、職員給与手当等の増額であります。コンビニ収納手数料が新規事業として計上されておりますが、委員より、コンビニ収納の開始時期とその予算額の根拠はと

の問いに、4月から予定している。納付書発行数を350人と設定し予算を計上しているとの答弁でありました。また委員より、地域子育て創生事業補助金はどこに補助するのかとの問いに、子育て支援ルームきらきらであるとの答弁でありました。ちなみに、事業者はNPO法人AIであります。

次に、児童措置費であります。昨年度対比1億1,158万7,000円の増額で、主な要因は、子ども手当の引き上げに伴う増額であります。子ども手当は4億490万円、国3億2,259万6,000円、県4,115万2,000円の負担金の交付であります。また、子ども手当は3歳未満の2月から3月分が1,190万8,000円、4月から1月分9,160万円、小学校就学前が2億2,323万6,000円との説明を受けました。

次に、放課後児童健全育成事業費であります。児童クラブは5箇所委託しており、委託先は、東小学校、西小学校、なかよし児童クラブ、ひまわり児童クラブ、なでしこ児童クラブであります。東・西小学校についてはそれぞれ余裕教室を活用しているということで、新たに職員等を雇用しなければならないこともあり、補助基準額に町が人件費分を負担上乗せしているとの説明を受けております。

次に、次世代育成支援事業費、国の2分の1補助であります。地域子育て支援センター事業補助金にはっしん保育園内で行う事業で、23年度からセンター型機能を強化するため725万円補助するとの説明を受けております。

保育対策等促進事業費であります。延長保育事業についてはやまばと保育園、明倫保育園、なでしこ保育園、はっしん保育園、ももの木保育園、一真持田保育園、計6園に補助しており、いずれも基準額に基づいた額で県の補助が3分の2であります。休日保育事業補助金については明倫保育園への補助であります。116万1,000円の計上で、県の補助が3分の2であります。以上説明を受け、委員より、公立保育園委託とあるがとの問いに、高鍋町在住のお子さんが他市町村の保育園に預けた場合の委託料である。現在、1歳から2歳児2名、3歳児は2名、計4名が町外の公立保育園に入っているとの答弁を受けております。

次に、母子福祉費です。昨年度対比114万4,000円の増額であります。主な要因は、医療費等の審査手数料を総務費から措置費に切りかえたためであります。また、扶助費の乳幼児医療助成については22年度の事業を基礎にして23年度の医療費額を計上しているとの説明を受けております。県2分の1補助で、自己負担については1レセプト当たり350円との説明もを受けております。

次に、衛生費、保健衛生費であります。保健衛生総務費です。昨年度対比740万5,000円の増額で、主な要因は、給料の増額であります。市町村地域自殺対策緊急強化基金事業については、野の花館を主会場に自殺等について提言をいただくための会議、いろいろ端会議を実施するとの説明を受けました。県100%の補助であります。委員より、昨年と比べ自殺対策事業は4万6,000円減となっておりますが、その理由はとの問いに、22年度はパンフレットをまちの駅、47箇所ありますが——に配布した際10万円

かかっておりましたが、23年度は印刷代が要らないため減額となったということであり
ます。また、フォーラムについては22年度1回であったが、23年度は2回開く予定で
あるとの答弁でありました。

次に、予防費です。昨年度対比4,377万6,000円の増額で、主な要因は、各種予
防接種委託料の増であります。各種予防接種委託はヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン、子
宮頸がん予防ワクチンであります。それぞれ単価と人数で算出しております。厚生労働省
が公費負担割合を9割と見ていたので、実際にかかる費用の9割の2分の1を県が補助、
高鍋町としては残り1割を負担するというので、個人負担はないとの説明を受けており
ます。

次に、健康増進事業費であります。昨年度対比127万7,000円の増額であります。
主な要因は、がん検診委託料、女性特有のがん検診事業の増であります。需用費委託料、
役務費の働く世代への大腸がん推進事業については、大腸がん検診の受診率の向上を図り、
早期発見早期治療に努め、大腸がんが疑われる人の精密検査についてにつなげる体制を構
築する。対象者は40歳以上で5歳刻みに健康手帳、クーポン券を配布し、受診希望者に
大腸がん検査キットを送付するとのことでありました。委託料のがん検診委託について、昨
年に基づき胃・子宮・乳・大腸・肺がん等の受診人数を算定しております。女性特有がん
検診事業については子宮・乳がん検診事業であり、22年度の実績に基づき予算額を算出
している、国の2分の1の補助との説明を受けております。

以上の説明を受け、委員より、大腸がん検査キットとは何かとの問いに、40歳から
60歳までの方の5歳刻みの方から申し込みがあったときに、その方の便の検査をするた
めのキット、容器ですね。容器を送るとのことでありました。また、23年度の検査は
150人を見込んでいるとの答弁でありました。また委員より、各種検診の申請手続につ
いて、対象者だけでなく町民の方にも一連の申請手続がわかる冊子がないかとの問いに、
案内文書を入れており、わからないときはその都度説明はしているが、申請手続がわかる
冊子は用意していないとの答弁でありました。

最後に、母子衛生費であります。昨年度対比72万2,000円の増額で、主な要因は、
妊婦健康診査受診券の増であります。妊婦乳児健康診査事業費については、通常妊婦受診
は14回受けるということで1人当たり9万5,050円を210人分で予算計上してい
るとの説明を受けております。

以上、すべての質疑は終わり、議案第15号の関係部分について、反対討論はなく採決
に入り、委員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 扶助費そのものが増額しているのかどうかっていうのは私は詳細
には見ていないんですけれども、説明をされた部分もありますが、その理由についてです

ね、どのような説明があったのかどうかという事です。準要保護とか、あと母子関係とかですね、扶助費について説明がありましたので、それは割愛していただいて結構だと思います。

で、美術館のホールステージ拡張っていうことで、これは質疑もあったようなんですけども、70万円かけて一体どんな使い道があるのかなって、結局利用頻度がそんなに高いのかっていうことも含めて、どういう、もっとこうほかに意見が出たのではないかなっていうふうに思いますので、そこについては説明をお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、教育研究所の存在がですね、どのような教育的効果が得られると説明をされたのかどうか、そのところ意見が出されたのかどうか、ちょっと説明が不足していたように思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） 済みません。まず、じゃあ扶助費についてですが、ちょっと待ってください。——済みません。さきにちょっと美術館からいかしていただきたいと思います。

美術館のステージっていうのは升と先ほど言いましたけど、今現在使っているステージを使用されている幼稚園の子供たちであったりとか、ほかその舞踊ですね、そういう方たちが狭いということでその要望がありまして、その要望、希望をかなえるためにその升を設置するということになります。その升というのが、150掛ける130、高さは70センチの升なんですけども、それを9つ用意いたしまして、既存のステージに取りつけるということになります。一つ一つが取り外し可能ということで、広さ的には、そうですね、約1.5メートル幅が広がるということで説明を受けております。

で、これ取りつける意味があるのかどうかという事についての質疑等はございませんでした。これを取りつけるということでの説明のみを受けております。

次に、教育研究所研究指導員とのことでありますが、今私が説明したとおりの説明を受けており、それ以上の質疑等はございませんでした。

最後に、扶助費についてなんですけども、少々お待ちくださいませ。（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） 休憩。ここでしばらく休憩します。20分から開会したいと思います。

午前11時10分休憩

.....
午前11時20分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。
委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） 大変失礼いたしました。

扶助費のことなんですけど、まず全体的に言いますと、制度の拡充ということで、サー

ビスのほうがふえたということで、その分予算のほうも計上されてるということがまず1点ですね。

具体的に、例えば障害福祉費とかでいいますと通常の事業所で働くことが困難な障害者に対し、勤労の機会や生活、生産活動ですね、の機会を提供する、地域で共同生活を営む障害者に住居において共同生活を営むための相談や日常生活の援助とか、そのほかに障害者の自立と社会経済活動への参加促進のための給付ですね。というのが上げられます。全体的に言うと、先ほども言いましたけど、障害者の生活問題点、個人などに異なる要望を的確に把握するための制度拡充というふうに説明を受けております。よろしいでしょうか。はい。

○議長（山本 隆俊） ほかに。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） じゃあもう1点。答弁がありましたのでもう1点ですね、質疑をします。

美術館のホールステージですね。これは幼稚園とか利用団体から要望があつて升を拡張していくということだったんですけども、私がやっぱり一番心配するのは、美術館のホールっていうのはどうしても、不安定な状況っていうのが非常にあるんですよ。その状況を多分もう確認をしていращゃると思うんですけども、それにまた升を取りつけて本当に安定できるのかどうか、もし事故が起きたらどうするのかとか、そういうところをやっぱり委員会の中でももっとこうちゃんと審査をしていく必要があるんじゃないかなと思うんですよ。そうしていかないと、もし万が一そこで事故が起きた場合ですよ、万が一。だから美術館ホールのステージというのは、あそこに上って演劇をしたりとか、そういったホールっていうのは、あれはもうとりあえず演説とかこういう話をするためだけでとりつけられているというふうに一番最初の設置の要綱の中で私そういうふうに聞いてるんですよ。だから本来ならあその上で踊ったりこう何ていうの、幅広く、子供たちが使うっていうことについては非常に危険性が伴うんじゃないかなっていうふうに私ちょっと思ったもんだから、もし設置するのであれば安全の確保されたものを設置していかないといけないんじゃないかなというふうにちょっと思ったもんだから、どんな審査の中でそういった意見が出たのか、それともそんな意見は出ずに、ただもうそういう説明だけ聞いてもうそれで終わってきたのかというところが非常に気になったんですよ。そうでないと、やっぱりもし万が一事故があったとき一体じゃあだれが責任をとるのかというところなんです。

私一番最初ね、この美術館ができるときに一番最初ステージの問題については随分質疑をした記憶がありますので、そういった答弁をずっと聞いてきてるんですよ。だから、上に乗って基本的には、何ていうの、踊ったりとかそういうことはもうしないと基本的に聞いてますので、演説をするとか何か公演会をするだけだったら大丈夫なのかなというのが一つあるもんだから、ちょっと気になったもんですから。その辺どのような内容で審査状況が進んできたのかっていうのが知りたいわけですよ。

先ほど、教育研究所の問題についても、もうそれ以上議論をしてないということだったんですけども、例えば具体的にね、今までどのようなことをしてきたのかということの説明はあったと思うんですよ。だからそのことを一応例に挙げて、このような効果があったということを報告をしていただければまだいいのかなと、審査する上においてもっと議論が出たんじゃあないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） まず、多目的ホールステージについてですけども、危ないとかそういうことの質疑は出ておりませんでした。

今回あくまで既存のところ、現在既に踊っていたりとか、そこで幅が狭いということで危ないという意見が取り寄せられてということで拡張すると。で、踊ったりすること自体ができないというふうに、ちょっと私はそこまで聞いてはいなかったんですけども、現在実際に幼稚園生のお子さんたちが踊っているということで、そこについては申しわけありませんがその質疑とかそういったことは全くございませんでした。ただ、幅を広げるといふことでより……（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） 休憩します。

午前11時24分休憩

.....

午前11時24分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） 要は幅を広げてより安全性を高めるということと、その升を一つ一つボルトで連結していくということですので、要は勝手に動いたりとか、そのステージ自体がですね。そういうことはないというふうにお話は受けております。

それと、先ほどの研究所のほうなんですけども、申しわけございませんがそれ以上の質疑等が、具体的な説明とかもございませんでしたので、今の話までしかお答えができません。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長報告に対する質疑をすべて終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第10号町道路線の廃止について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第10号町道路線の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号町道路線の認定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第11号町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号高鍋町税条例等の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第12号高鍋町税条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第13号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成23年度高鍋町一般会計予算について、これから討論を行いま

す。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第15号平成23年度高鍋町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

この予算案の中には危機管理などや子育てなどの予算、扶助費など社会的に見てどうしても支出しなければならない予算も数多く含まれていることは承知しております。しかし、まちづくり予算では、町民からなぜ2度も路面をやりかえ、同じ灯籠などをつくるために大きな予算を使わなければならないのかなど、商店街のために拠出する予算について大きな批判が寄せられていることは間違いのない事実です。この問題については産業建設常任委員会でも議論があったようですが、一部の人のための予算となれば、それがまた町長、議員が存在する場所であれば、なおさら住民から中止されることはやむを得ないことです。

また私は、美術館建設に反対をし、赤字を抱えながらも何とか住民の周知を図っていただきたいとの気持ちでいっぱいのごさいました。しかし、その私の期待にこたえられる運営ができないばかりか、1月に政府交渉を行った中で、文化遺産を生かしたという23年度の国の予算の中にある美術館を応援する内容の予算を獲得する手段を持たず本当に悲しい思いです。

実行委員会を立ち上げ、古墳や高鍋大師周辺整備を行い、ほかの町に負けない観光資源として何とかしていきたいとの思いを強く持っております。今からでも十分間に合います。

しかし、私は、古墳担当者とお話をしたところ積極的ではなく、文化財として守るためにはどうしても必要な資金であることを私は訴えてまいりました。このような文化庁では美術館運営に役立ててほしいとの思いでこの予算を提案していただいたと思っております。だからこそ今回この予算を使い、盗掘されているけれども文化的に見て美術館の横にでも石棺設置できる、また県立博物館に所蔵してある高鍋町の文化遺産を返していただくためにはどうしても必要な資金との認識が非常に薄いと言わざるを得ません。この問題の把握こそが美術館運営に大きく作用しているのではないかと思います。国から提案される予算は早い段階から募集、研究して行われるようです。だからこそこのタイミングを逃さず、的確にポイントを絞り、町民の協力を仰ぐ必要があると考えます。美術館運営、石井十次顕彰会への補助金、持田福祉センター運営についても問題があると私は考えております。もっと住民目線で予算を提案していただきたかったということを申し述べて反対といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、岩崎信や議員。

○3番（岩崎 信や君） 賛成の立場で討論をいたします。

城下町高鍋まちなか活性化事業補助金については、先日行われたまちなか商業活性化協議会シンポジウムでの発言を聞いていただければ御理解いただけたのではないかと思います。まちづくりは2年や3年でできるものでなく、10年、20年、30年先を見据えて行うものである。それを今頑張って始めているというところです。3年間の補助というこ

とで今回がその3年目になります。この2年間、将来本町のリーダーになるかもしれない若者を中心に、みずからの仕事を投げ打って活動をしているのは御存じだと思います。

10年、20年、30年後を思うとき、この予算は本町の未来を約束するものであると考え賛成いたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、議案第15号を起立によって採決いたします。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 賛成多数であります。したがって、議案第15号平成23年度高鍋町一般会計予算については、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第9号

○議長（山本 隆俊） 日程第6、議案第9号第四次国土利用計画（高鍋町計画）についてを議題といたします。

本件は第四次国土利用計画（高鍋町計画）審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、時任伸一議員。

○第四次国土利用計画（高鍋町計画）審査特別委員会委員長（時任 伸一君） それでは、特別委員会の審査の報告と結果の報告をいたします。

議案第9号第四次国土利用計画（高鍋町計画）について、3月の8日の1日間でありませんが、第3会議室におきまして、議長を除く議員全員15名をもって構成される特別委員会で、町長、副町長、教育長、関係各課長並びに担当職員の出席を求め、まず町長、担当課長の概要説明、担当職員の詳細説明及び資料の提出を求め審査を行いました。

そもそも第四次国土利用計画は、国土利用計画法第8条の規定により10年ごとに見直しをされております。高鍋町域における国土の利用に関する基本的事項について、全国計画及び宮崎県計画を基本として、第五次高鍋町総合計画にも則して、また、高鍋町国土利用計画審議会の答申に沿って、町土の利用に関するすべての計画の指針となる計画であります。

さて、審議の内容ですが、委員から高鍋駅及び周辺の整備について、また、住宅地の環境整備について、また、農地や遊休地の利活用などについてさまざまな意見があり、執行部からは国土利用計画は町土の利用に関する基本的事項について定めた計画であり、個別の事業計画等については期待するものではない、農業分野、道路整備等の個別事業については国土利用計画をもとに各関係法令等に基づき事業計画の策定を行うとの答弁がございました。

また、本町が昨年1月に景観行政団体になったが、景観審議会の設置や景観条例の制定

の予定はどうなっているのかという質問に対し、執行部からは来年度に景観審議会を設置し、景観計画及び景観条例の制定に向けた協議を進めたいとの答弁でした。

審査を終わり採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第9号第四次国土利用計画（高鍋町計画）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第14号

日程第8. 議案第16号

日程第9. 議案第17号

日程第10. 議案第18号

日程第11. 議案第19号

日程第12. 議案第20号

日程第13. 議案第21号

日程第14. 議案第22号

日程第15. 議案第23号

○議長（山本 隆俊） 日程第7、議案第14号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてから、日程第15、議案第23号平成23年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上9件を一括議題といたします。

本9件は特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、時任伸一議員。

○特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（時任 伸一君） それでは、平成23年度高鍋町特別会計及び条例審査特別委員会に付託されました9つの議案につき、審査の経過と採決の結果を御報告申し上げます。

3月7、8、9の3日間、議長を除く議員全員で構成する特別委員会において審査をいたしました。関係各課及び担当職員の出席を求め、その概要報告と採決の結果を報告いたします。

まず、第14号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてです。条例審査はこの1件です。

委員から、出産育児一時金の額が38万円から42万円に恒久化されるという内容でございますが、そのことについて質問があり、附属資料をいただきまして、ちょうど経過措置でございますから24年から今年度までは経過措置で、金額は38万円に変わりはないということです。ただし24年度から保険料3分の1、財政措置で3分の2という内容を確認をいたしました。

採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第16号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

質疑では、1.6%の増加の理由や徴収率、目標について質疑等がございました。高齢化の進展や徴収率100%を目指すのが本来だけでも、経済的な状況の悪化などをかんがみ、徴収率が90の目標を91.何%かにしてあるということでございます。また、ジェネリック医薬品の使用などの推進等の質疑がございました。

採決の結果を申し上げます。賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算につきまして御報告します。

質疑では、温泉券の半減の理由や特定健診の受診者の目標などの質問が続きました。

採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてであります。

質疑で、今後の認可区域のことや合併浄化槽の設置の件数などの見込み等の質疑がありました。

採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてであります。

質疑では、審査回数は何回かというような質疑がございまして、102回という、年間に102回の審査会が開かれている。対象高齢者は、御承知のとおり3町で合わせまして1万1,237人の対象者があるということ。その中で13.7%の今、現在の介護の認定がされているということであります。

さて、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次、議案第20号平成23年度高鍋町介護保険特別会計予算でございます。

質疑では、介護予防についてどう展開するのか、公民館や総合体育館利用などは考えられないかという質疑に対し、はつらつ教室やなじみという事業を通じてやっているが、予防事業の拡大を今後図りたいとの回答がございました。

審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第21号平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算についてであります。本年度をもってすべてが終了できる見込みであるという

回答をいただきまして、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第22号平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算につきまして、質疑では金額が大分17.1%減であります。できたばかりの特別会計ですが、御承知のとおり口蹄疫等で使用料が激減、頭数などが伸びておりませんので、減じるものと見込まれた数字だという回答をえております。

採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第23号高鍋町水道事業会計予算について質疑では給水管の大きさが13ミリと20ミリ、どのようなことで分かれるのか、家庭内の使い方によっては末端の給水圧力2.8メガパスカルを確保できるかどうかによって13ミリになるか、20ミリになか分かれるという回答がございます。

また、水道会計、下水道の共通手数料、委託、下水道が水道会計に委託している徴収料の委託料の件について。両予算の数字が違うがという質問もございました。これは下水道事業のほうがことしはいわゆるつなぎ込みがふえることを予想して、金額が合わないということであります。

採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（山本 隆俊） 以上で特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第14号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第14号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

この案件は、本来なら賛成すべき案件であるとは思いますが、私は今回、国保審議会の一員とならせていただきました。この出産費の4万円増額の恒久的措置には国が約束したことを自治体に守らせるという非常に姑息なやり方であると言わざるを得ません。確かにだからと言って、他市町より出産育児一時金を少なくしてもよいとはならないと考えますが、国の横暴を押しとどめるためにも反対せずにはおられません。国に抗議する意味で、この提案を反対といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第14号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第14号高鍋町国民健康保

険条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第16号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について反対の立場で討論を行います。

ここ2年間で医療費の伸びを7%以上として予算化し、積立金は確かに2億円を超してきましたけれども、住民の皆さんからこれ以上の国民健康保険税の負担は許されない、町長も私の質疑に対しても、町民の皆さんに対して、これ以上の保険負担は本当に申しわけないという思いをしていってらっしゃいます。

しかし皆さん、住民の税の負担感については考慮すべき部分がないのかもしれませんが、相互扶助ということはわかっていても、このように負担が重くなれば、当然住民からは苦情が寄せられ、高鍋町は税金負担が重いから住みたくないと言わせてしまう状況があります。確かに税負担を少なくしていく努力はなされているのですが、仕組みの問題でどうしようもないのかもしれませんが。

しかし、他の市町村では10数年前に行ってきた保健師などの訪問で医療費削減に何とか努力をされています。こういうことが、なぜ高鍋町ではできないのでしょうか。日本の食生活などで私のように、肥満で成人病を誘発する要因を持った町民は数多くいます。だからこそ医療費削減、どこをどうすればいいのか検討していく、課題があるのではないのでしょうか。一般会計から拠出してでも、国民健康保険税を押さえることが今最重要課題だと考えて反対の討論といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第16号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第16号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第17号平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第18号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第19号平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成23年度高鍋町介護保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第20号平成23年度高鍋町介護保険特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第21号平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第22号平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成23年度高鍋町水道事業会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第23号平成23年度高鍋町水道事業会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、発議第1号

○議長（山本 隆俊） 日程第16、発議第1号新燃岳の噴火災害対策に関する意見書の提出について議題といたします。

趣旨の説明を求めます。3番、岩崎信や議員。

○3番（岩崎 信や君） 発議第1号新燃岳の噴火災害対策に関する意見書について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。提出者は、高鍋町議会議員岩崎信や、賛成者は同じく柏木忠典、八代輝幸、青木善明、中村末子であります。

それでは、意見書を読ませていただきます。

新燃岳の火山活動については、1月26日の中規模な噴火以降、爆発的噴火が繰り返さ

れ、活動の長期化が懸念されています。噴火に伴う大量の火山灰が家屋や※自転車、道路等に降り積もり、県の南部において、県民生活や経済活動に支障が広がっているところがあります。特にこの地域の基幹産業である農業においては、野菜、果樹、特用作物等の農作物や農業施設、畜産業への被害が拡大しています。

本県は、昨年の口蹄疫被害からの復興に向け、本格的な取り組みを始めたばかりですが、今回の火山活動が本県経済にさらなる悪影響を及ぼすことが懸念される場所があります。よって、国においては、県民生活の安定と経済活動、農業等に対する被害を軽減するため、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望いたします。

記、1、激甚災害の指定を早期に行うとともに、特別交付税の算定に当たっての特別な配慮、特別措置法の制定等強力な財政的支援を含めた全面的な地方支援を行うこと。

2、県民の健康保持や生活不安の解消を図るため、長期的視野に立った健康対策や生活支援対策等の措置を講じること。

3、泥石流や土石流に対する防災対策について、事業の採択や技術的な支援を行うとともに、防災通信網の整備についても支援を行うこと。

4、農作物等への被害に対し、既存制度による柔軟な対応や新たな制度の創設など、緊急的な支援を講じること。

5、家畜の避難に係る経費や早期出荷に係る損失補てん、自給飼料の収穫が困難となった場合の購入費との差額等について、緊急的な支援を講じること。

6、噴火により影響を受けている観光業や商工業などに対しても、適切な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成23年3月17日、宮崎県児湯郡高鍋町議会、提出先は、衆議院議長横路孝弘様以下、表記の方々です。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を……（発言する者あり）

ちょっと休憩します。

午後0時02分休憩

.....

午後0時02分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

○3番（岩崎 信や君） 訂正させていただきます。

3行目「自動車」を「自転車」と言ったそうであります。訂正させていただきます。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わりました。

これから討論を行います。

※後段に訂正あり

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、発議第1号新燃岳の噴火災害対策に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第17. 発議第2号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第17、発議第2号高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書の提出について議題といたします。

趣旨の説明を求めます。12番、松岡信博議員。

○12番（松岡 信博君） 発議第2号高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。提出者、松岡信博、賛成者、永友良和、池田堯、水町茂、黒木正建、各議員でございます。読み上げて提案したいと思います。

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書。

高病原性鳥インフルエンザについては、感染確認が相次ぎ、全国的な拡大を見せているが、とりわけ宮崎県では12例発生し、感染の拡大がとまらない状況となっている。

また加えて、霧島連山、新燃岳の噴火に伴う降灰により、都城市や高原町など周辺地域では、農作物や畜産関係施設への被害も重なり、農家にとって終わりの見えない二重の苦しい戦いを強いられている。折しも本県においては、昨年の口蹄疫からの復興に向け、歩み始めた矢先の出来事であり、養鶏関係者はもとより県全体を震撼させる大きな衝撃が走っている。特に本県では、昨年目に見えない口蹄疫ウイルスとの4箇月にわたる戦いがあり、2度とこのような犠牲を繰り返すことのないよう、これまでの防疫活動の経験、ノウハウを生かし、県民一丸となって防疫対策に懸命に取り組んでいるところである。

国においては、養鶏農家や関連業者に対する具体的な支援を早急に示し、現場に安心感を与えるとともに、家畜伝染病の近隣諸国との連携を含めた防疫体制の早期構築が強く求められていることを踏まえ、下記の事項について迅速かつ柔軟な対応をきめ細かく講じられるよう強く要望する。

1、支援制度の充実を図ること。

(1) 殺処分、埋却等に係る経費及び殺処分された※家畜や疑似患畜に対する補償については、その全額を国費で補てんすること。

(2) 養鶏農家や関連業者に対する支援策を移動制限内外にかかわらず、一律に講じること。

※後段に訂正あり

- (3) 移動制限により、出荷遅延や入雛遅延のあった養鶏農家に対する支援を行うこと。
- (4) 加工、流通業者等に対する支援策を講じること。
- (5) 養鶏農家の経営再建に向け生活支援対策を含めた、長期的な支援計画を確立すること。

2、風評被害による農畜産等の価格の下落を防止するなど消費者対策の拡充を図ること。

3、平成22年の口蹄疫や、今回の高病原性鳥インフルエンザに対する防疫体制のあり方を検証し、現状に対応したより効果的な防疫体制を構築するため、家畜伝染病予防法など、法制度を含め、適切な措置を講じること。

(1) 口蹄疫や鳥インフルエンザが東南アジアで多く発生していることを踏まえ、これらの国々を初めとした諸外国との情報交換会や定期会合を開催するとともに、家畜予防伝染病予防についての基本的なルールの締結を図ること。

(2) 空港や港湾等における防疫体制の強化など、グローバル化する社会に対応した効果的な家畜伝染病の防疫体制及び発生に対するための危機管理体制を構築すること。

4、近隣のアジア諸国とも連携した感染経路の解明と情報の公開を図るとともに、野鳥の監視についても積極的な措置を講じること。

5、今回の高病原性鳥インフルエンザの発生に対して、地方自治体や関係機関が独自に行った対策に要した経費については、家畜伝染病の蔓延防止は、本来国の責務であることにかんがみ、制度化された財政支援措置を早急に講じること。

6、高病原性鳥インフルエンザによる影響を受けた観光関連産業など中小企業に対する効果的な対策を早急に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成23年3月17日、宮崎県児湯郡高鍋町議会、提出先は、衆議院議長横路孝弘様以下、表記の方々です。

以上、御提案いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。（「まだよ」と呼ぶ者あり）まだ、ちょっとおって。ちょっと待って。質疑はありませんか。（発言する者あり）

しばらく休憩します。

午後0時10分休憩

.....

午後0時10分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。松岡議員。

○12番（松岡 信博君） 2ページの記の（1）の「患畜」を「家畜」と読んだらしいです。「患畜」でございました。訂正いたします。

3ページ目の（1）の3行目、「締結」を「しけつ」と読んでしまいました。訂正をお願いします。失礼しました。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、発議第2号高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第18. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第18、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第19. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第19、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含む次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第20. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第20、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（山本 隆俊） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
会議を閉じます。

これで平成23年第1回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

午後0時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員